

評価書（個票）

事務・事業名	公認心理師の登録事務	担当課 (担当課長)	社会・援護局障害保健福祉 部精神・障害保健課長 田 原 克志	
根拠法令等	公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）第 36 条 第 1 項	類 型	登録	
		指定等 の形態	指定	
事務・事業の 概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 公認心理師法第 36 条第 1 項に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その 指定する者に、公認心理師の登録の実施に関する事務を行わせることができる。</p> <p>○事務・事業の内容 公認心理師の登録事務を行う。</p>			
事務・事業の 目的	公認心理師の登録を行い、登録された公認心理師が国民の心理的な相談に応 じ、助言・指導その他の援助を行うことにより、国民の心の健康の保持に資する。			
関連する 政策目標	—			
関連する 業績指標	—			
指標の 目標値等	—			
法人の指定等 の状況	公認心理師の登録に関しては未施行のため、指定法人はない。			
指定・登録等の 基準に対する よくあるお問い 合わせと回答	特になし。			
料金等・積算根 拠	別紙のとおり。			
事務・事業の実 績	<p>○実績（平成 27 年度） なし。</p> <p>○事業収入（平成 27 年度） なし。</p>			
国からの補助金 等	○補助金・委託費等（平成 28 年度予算）： なし。			
事務・事業の見 直し状況（これ までの検証）	—			

<p>事務・事業の必要性等・有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務・事業の必要性 公認心理師となる資格を有する者を登録する必要がある。 ● 事務・事業の妥当性 未施行のため指定法人はないので、評価は困難である。 ● 事務・事業の有効性 未施行のため指定法人はないので、評価は困難である。
<p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定等を行う妥当性 公認心理師の登録を国で直接実施することは、多大な人的物的負担が必要であることが予想され、実行困難と想定される。そのため、指定制度をとっているものである。 ○ 事務・事業実施主体の適格性 <ul style="list-style-type: none"> ● 指定等の基準の妥当性 登録機関は一の機関とは限ってはいないが、公認心理師登録簿の管理等の観点から、指定から登録への参入の拡大は考えていない。 指定登録機関については、未施行のため、指定法人はない。 ● 実施主体としての指定等法人の適格性 未施行のため指定法人はないので、評価は困難である。
<p>評価結果の総括 (現状分析(事務・事業の評価)と今後の方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 未施行のため指定法人はないので、評価は困難である。
<p>備考</p>	